

○個別的技能研修実施要領

平成9年12月1日

埼例規第72号・刑総

警察本部長

個別的技能研修実施要領の制定について（例規通達）

捜査等に必要な各種技能を捜査員等の経験等に応じて体得させるため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成9年12月1日から実施することとしたから、効果的な推進に努められたい。

別添

## 個別的技能研修実施要領

### 1 趣旨

この要領は、個別的技能研修の実施に関し必要な事項を定める。

### 2 用語の意義

この要領において「個別的技能研修」とは、警察署の現任の刑事警察官等が、その業務遂行に必要な捜査技能（暴力団対策及び鑑識に必要な技能を含む。以下同じ。）を、実務を通じて確実に、かつ、実戦的に体得するための研修をいう。

### 3 対象捜査技能の種別

個別的技能研修において対象とする捜査技能（以下「対象捜査技能」という。）の種別は、別表のとおりとする。

### 4 実施主体等

#### (1) 実施主体

個別的技能研修の実施主体は、別表に掲げる主管所属（以下「主管所属」という。）とする。

#### (2) 研修指導官の指定

主管所属の長（以下「主管所属長」という。）は、個別的技能研修の実施に当たっては、当該研修に係る対象捜査技能に優れ、かつ、指導力のある者を研修指導官として指定する。

### 5 実施方法等

#### (1) 受講者の選定及び報告

主管所属長は、個別的技能研修の受講者、実施時期、実施方法等について、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）を経て刑事部長に報告した上、当該研修を主催する。

#### (2) 実施方法

個別的技能研修は、研修指導官が、少人数の研修受講者と共に当該対象捜査技能に係る業務を遂行することにより実施する。

### 6 実施上の留意事項

主管所属長は、個別的技能研修の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研修受講者は、原則として、当該研修に係る対象捜査技能が必要とされている業務に現に従事している警察署の刑事警察官とすること。
- (2) 原則として、研修受講者の人員は20人以内、実施期間は3日以内とすること。
- (3) 当該研修の実施内容及び方法は、研修受講者の技能、経験等を勘案して個別化し、その反復的かつ段階的な実施に努めること。

## 7 実施結果の報告

主管所属長は、個別的技能研修を実施したときは、その実施結果について、刑事総務課長を経て刑事部長に報告する。

全部改正〔平成12年第48号〕

実施日

この例規通達は、平成9年12月1日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第34号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成12年5月31日埼例規第48号・総）

この例規通達は、平成12年6月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成17年9月27日務第2310号）

この通達は、平成17年10月1日から実施する。

実施日（平成20年9月30日務第2725号）

この通達は、平成20年10月1日から実施する。

**【別表省略】**